

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 国税通則法等の一部改正に伴い、復興特別法人税申告書について、所要の改正を行うこととする。(別表関係)
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)